

# 国民健康保険の税率を改定します

問 町民課 国保年金係 ☎(83)1225

区分	資産割を賦課されていない方		資産割を賦課されている方		課税限度額	
	令和元年度～3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	改正前	改正後
医療給付費分 (国保に加入するすべての方)	所得割	5.65%	5.65%据え置き		61万円	63万円
	資産割	—	18.95%	9.24%		
	均等割(1人あたり)	27,500円	27,500円据え置き			
	平等割(1世帯あたり)	26,800円	26,800円据え置き			
後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)	所得割	1.65%	1.93%	2.21%	19万円	19万円
	資産割	—	2.00%	1.00%		
	均等割(1人あたり)	8,300円	8,860円	9,420円		
	平等割(1世帯あたり)	5,500円	5,950円	6,410円		
介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の方)	所得割	1.65%	1.76%	1.88%	16万円	17万円
	資産割	—	5.49%	2.72%		
	均等割(1人あたり)	11,000円	11,000円据え置き			
	平等割(1世帯あたり)	7,800円	7,800円据え置き			

◀年度により変更になることがあります

○町では、国民健康保険税について、制度発足以来、4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)で賦課しています。平成30年度から国民健康保険制度が広域化し、その財政運営の責任主体は都道府県となりました。神奈川県も国民健康保険の保険者となり、県では、国民健康保険税の賦課方式については3方式(所得割・均等割・平等割)を推奨しています。これにより、令和3年度の資産割廃止に向けて、令和元年度から資産割を段階的に引き下げています。

一方、経過措置として、今後、後期高齢者の人口が増加することや介護給付費が伸びていくことから、国民健康保険税の一部、後期高

齢者支援金分と介護納付金分を段階的に引き上げてまいります。

税負担の平等性から、被保険者の皆さんにはご負担をおかけする場合がありますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、令和元年度に資産割を賦課されていない被保険者の国民健康保険税率は、令和3年度まで据え置きとなります。

○国民健康保険法施行令の一部が改正されたことにより、課税限度額が上段右側の表のとおり改正されます。また、軽減の対象となる所得の基準額が下の表のとおり変わります。

## 軽減の対象となる所得の基準額が変わります

世帯主とその世帯で国保に加入している方の総所得金額等の合計額が、次の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

軽減判定所得	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額(33万円)	基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額	基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数※)	基礎控除額(33万円)+28.5万円×(被保険者数※)
2割軽減基準額	基礎控除額(33万円)+51万円×(被保険者数※)	基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数※)

※被保険者には、同じ世帯の中で国保被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に移行した方を含みます。

## 後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ 令和2年度の変更点

### ●令和2年度、3年度の保険料率

区分	改正前	改正後
均等割額	41,600円	43,800円
所得割率	8.25%	8.74%

保険料率は県内一律で、2年度ごとに見直されます。

### ●保険料賦課限度額の引上げ

改正前 62万円 → 改正後 64万円

### ●保険料(均等割額)の軽減対象となる所得基準額の拡大と割合の見直し

改正前		改正後	
世帯の総所得金額などの基準	軽減割合	世帯の総所得金額などの基準	軽減割合
33万円以下	8.5割	33万円以下	7.75割
上記世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得なし)	8割	上記世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得なし)	7割
基準額33万円+28万円×被保険者数	5割	基準額33万円+28.5万円×被保険者数	5割
基準額33万円+51万円×被保険者数	2割	基準額33万円+52万円×被保険者数	2割

## 休日・夜間にマイナンバーカードの交付・申請補助などの窓口を開設しています【要予約】前日までに電話でお申し込みください

マイナンバーカードは、本人確認の際の公的な身分証明書として様々な場面で活用できます。また、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」を取得することができます。

【開設日時】 4月10日(金)・16日(木)・21日(火)・27日(月) : 午後5時15分～7時 4月5日(日) : 午前8時30分～午後0時30分

【開設場所】 町民課窓口

【取扱業務】 マイナンバーカード交付手続き、電子証明書の更新手続き、申請補助(顔写真の撮影や申請書作成の補助)

【予約方法】 手続き希望日の前日までに町民課へ電話でお申し込みください(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)。

### 【必要なもの】

#### ■交付手続き

- ・町から送付したはがき「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(回答書欄に必要事項を記入・押印してください)
- ・個人番号通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証・パスポートなどのうち1点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または、「氏名・住所」が記載された書類〔健康保険証・年金手帳・学生証など〕のうち2点)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・印鑑(朱肉を使用するもの。認印可)

#### ■電子証明書の更新手続き

※「電子証明書の有効期限通知書」が届いた方

- ・有効期限通知書
- ・マイナンバーカード
- ・カードを交付したときに設定した暗証番号が必要です。

#### ■申請手続きの補助

- ・本人確認書類(交付手続きと同じ)
- ・個人番号通知カード
- ・印鑑(朱肉を使用するもの。認印可)

※顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)をお持ちいただくと、郵送による申請書の作成が完了します

### マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

平日 午前9時30分～午後8時

土日祝 午前9時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

☎ 町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225